



信金中央金庫
SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所
ニュース&トピックス
(2011.10.28)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL.03-5202-7671 FAX.03-3278-7048
URL http://www.scbri.jp e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

わが国の電力供給と再生可能エネルギー（上）

かわた よしあき けがい さとし
河田 憲昭、毛涯 郷史

東日本大震災に伴う東京電力・福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）を契機として、電力をはじめとするエネルギーのあり方が極めて高い関心を集めている。より効率的かつ経済的なエネルギー利用や電力供給システムの構築を目指して、今日に至るまでにも、いわゆる「電力自由化」の議論が継続的に行われ、少なからずその成果が表れてきている。今回は、2回にわたって、「わが国の電力供給と再生可能エネルギー」をテーマに最近の議論の動向を取りまとめる。まず、本稿では、わが国の「電気事情」を整理し、これまでの「電力自由化」の動向を確認したうえで、最近の議論のポイントを確認する。次稿では、近時急速に注目されている「再生可能エネルギー」にかかる情報を整理しつつ、いわゆる「再生可能エネルギー全量固定価格買取制度」の概要について取りまとめることとしたい。

ポイント

- 日本の電力供給体制は、10社の電力会社が独占的にその役割を担う「10電力体制」が、戦後60年にわたって国策的に形成されてきた。10社は、地域独占体制の対価として「供給義務」を負っている。
- 現在、電力の小売りが部分的に自由化されているが、自由化対象を全需要家に拡大する「全面自由化」が課題となっている。ただ、東日本大震災を契機に、電力システムそのもの（10電力体制）を見直す「完全自由化（発送（配）電分離）」に焦点が移りつつある。
- 現行のエネルギー基本計画（2010年6月）は、原子力の積極利用により、調達コストや環境問題などの政策課題を解決しようとしてきた。今般の原発事故により、この方向性の抜本的見直しは必至となっている。

1. 日本の電気事情

(1) 10電力体制とは

現在、日本の電力供給体制は、10社の電力会社が独占的にその役割を担う「10電力体制」となっている。1886年にわが国初の電力会社である東京電燈株式会社が設立されて以来、途中12年間の国家管理体制を除いて、120年にわたって民間企業がわが国の電力を供給し続けてきた（図表1）。現下の体制は、戦後1951年の電力再編（沖縄を除く9電力体制）を起源とし、60年もの長い時間をかけて構築されてき

た。この10社による地域独占的な供給体制は、電気事業法を法的根拠とする国策的なシステムといえる。一方で、そうした独占の対価として、電気事業法18条の規定により、各社は供給エリアに対する供給義務を負っている。電力の需要家が電力会社を選択できない代わりに、供給エリア内の全ての需要家に対して適正・一律なサービス（ユニバーサルサービス）による電力の供給が求められているのだ。電気事業法では、4つの事業形態を規定しているが、このうち、10電力会社は「一般電気事業者」に該当する（図表2）。

(図表1) 10電力体制に至るまでの変遷

- 60年にわたり地域独占体制が続いてきた。

明治	1886年 (明治19年)	日本初の電力会社である東京電燈株式会社設立 当初規制はなく、全国に中小の電灯会社(1903年には約60社)が林立 一部の配電事業を除いて官営組織はなく、民間の起業家が牽引
大正	1922年 (大正11年)頃	東京電燈(関東・東海)、東邦電力(中京・近畿・北九州)、宇治川 電気(近畿・北陸)、卸売電力会社の日本電力、大同電力の5電力 会社に集約
昭和 (戦前)	1938年 (昭和13年)	「電力国家統制法案(電力国家管理法等)」成立 電力会社の国家管理
	1939年 (昭和14年)	特殊法人「日本発送電株式会社」設立
昭和 (戦後)	1941年 (昭和16年)	「配電統制令」に基づき9配電系統(9配電会社)が整備 全ての民営事業者は解散
	1947年 (昭和22年)	GHQにより「過度経済力集中排除法」が施行され、財閥解体と 同様に日本発送電株式会社および9配電会社も排除指定を受け 分割・民営化
	1951年 (昭和26年)	9電力会社へ再編
	1972年 (昭和47年)	琉球電力会社が沖縄電力となり、現在の「10電力体制」が確立

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(図表2) 電気事業者の概要

- 10電力会社は「一般電気事業者」と呼ばれる。

事業形態	事業内容	対象事業者
一般電気事業者 供給義務あり	一般(不特定多数)の需要に応じて電気を供給 する者(いわゆる電力会社)	10電力会社 北海道、東北、東京、 中部、北陸、関西、中国、 四国、九州、沖縄 計10社
特定規模 電気事業者	契約電力が50kW以上の需要家に対して、一 般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給 を行う事業者(小売自由化部門への新規参 入者(PPS))	パナソニック、丸紅、などの事業 会社および日本風力開発、エ ネットなどの事業者 計45社
特定電気事業者 供給義務あり	限定された区域に対し、自らの発電設備や電 線路を用いて、電力供給を行う事業者	諏訪エネルギーサービス、東日 本旅客鉄道、六本木エネルギー サービス、住友共同電力、JFE スチール 計5社
卸電気事業者	一般電気事業者に電気を供給する事業者で、 200万kW超の設備を有する者	Jパワー(電源開発) 日本原子力発電
卸供給事業者 非電気事業	卸電気事業者以外の者で、一般電気事業者と 10年以上にわたり1000kW超の供給契約、もし くは、5年以上にわたり10万kW超の供給契約 を交わしている者(独立発電事業者(IPP))	電力各社が設立している共同火 力発電事業者、自治体が運営 する公営発電事業者等

(備考) 資源エネルギー庁資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(図表3) 供給側・需要側からみた 10 電力体制

- 高度なシステムによる恩恵も大きいが、課題も多くなる。

<供給側の視点>	キーワード	<需要側の視点>
サービス内容や価格に関係なく供給エリアに独占的に供給できる。	地域独占	電力会社を選択できない。一部の自由化対象を除く
コストを度外視しても供給エリアへのユニバーサルサービスが求められる。	供給義務	エリア内ならどこでも、適正・一律料金で電力供給を受けられる。
規制料金(国が認可した「供給約款」に基づく料金)による計画経営	安定経営	市場原理による価格競争はなく、電力会社の「言い値」で契約するしかない。
ピーク供給電力量を基準とした莫大な設備(発電・送電・変電・配電)の維持管理が必要	安定供給	広範に関連会社が存在し、エリアに対する経済効果大
各電力会社ごとに垂直統合的な供給システムを構築し、高品質な電力を供給	日本型供給システム	再生可能エネルギー普及(分散型システム構築)といった環境変化の局面で大きな壁となる。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

電気は、大量貯蔵や持ち運びが難しく、他の資源やエネルギーとの代替性が低い。そのため、電力会社には、需要家が「必要なとき」「必要な量」を常に供給できるだけの体制が求められる。結果として、発電・送電・変電・配電といったセクションごとに、相当規模の設備設置やその維持管理が必要となる。そうした設備産業である電力事業は、当然のことながら莫大な設備投資資金を地域や関連業者に落としてきた。その規模は、電力 10 社による設備投資額のピークであった 1993 年度で実に 4 兆 9,340 億円に上り、その年の民間設備投資の約 7%、名目 GDP の約 1% に相当するほどであった。それらの資金は、メーカーや協力業者に流れ、地元自治体も設備に対する固定資産税という形でその恩恵を受けることから、「準公共事業」として位置づけられてきた。そのため、電力会社は地元経済界の核となり、経済や政治の面で強いリーダーシップを発揮することとなった。設備投資額も近年は 2 兆円前後まで落ち込んでいるが、依然としてその影響力は大きい(図表 3)。

(2) 電気料金の決まり方

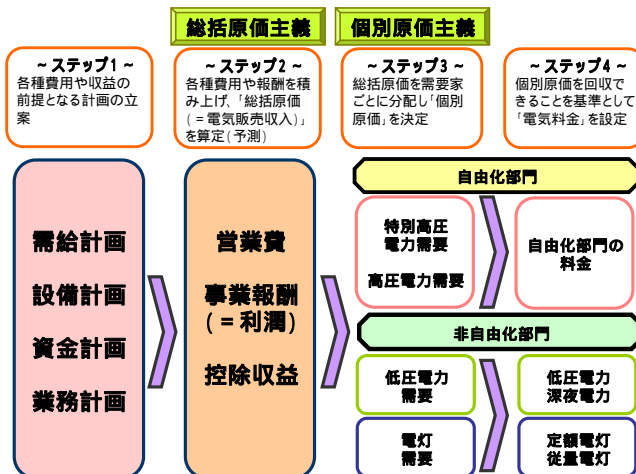
電気料金は国が認可した「供給約款」に基づく規制料金である。その算定に際しては、恣意的な利潤追求の排除と需要家ごとの公平な料金負担を目指し、需給・設備・資金・業務の計画を根拠とした「総原価」に基づく「原価主義」が採用されている。この原価主義は、「総括原価主義」と「個別原価主義」からなる(図表 4)。

総括原価主義とは、全営業費用と事業報酬(利潤)¹をもとに電気販売収入(総括原価)をあらかじめ決定する考え方である(年度当初にすでに年間の売上げが決定している状態)。一般企業が 1 年間の事業活動の結果である売上収入をもとに、諸経費を控除して収益を計算するのは全く逆の考え方である。電

¹ 「事業報酬=レートベース(原価)×報酬率(電力会社平均 3.05%)」。レートベース(原価)を高く見積もるほど収益が増える構造で、コストダウン努力の減退が指摘されている。なお、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」が 11 月より開催され、制度見直しの議論が行われることとなっている。

(図表4) 電力会社の経営と料金設定

- 予測した収入(原価)を回収できるように料金を設定



(備考) 経済産業省資料等をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(図表5) 電気料金の計算例(東京電力管内 2011 年 11 月 ~)

従量電灯 B・30A、使用電力量: 290kWh、口座振替の場合

電気料金	6,776円
基本料金	819円
電力量料金単価 × 使用量	(17.87円/kWh × 120kWh) + (22.86円/kWh × 170kWh)
燃料費調整額 (= ± 燃料調整単価 × 使用量)	0.30円/kWh × 290kWh
太陽光発電促進付加金 (= 太陽光発電促進付加金単価 × 使用量)	8円 = (0.03円/kWh × 290kWh)
口座振替割引額	52.50円

(備考) 東京電力資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

力会社には、安定的な経営・電力の供給が求められる。そのため、常に一定規模の設備設置や維持管理が必要で、「適正な利潤(支払利息や配当金を含む)」の確保が優先される。一方、料金の改定には国の認可が必要である。算定された総括原価は、個別原価主義に基づき、需要家(特定高圧・高圧・低圧・電灯)ごとに便宜的に分配される。個別原価主義とは、電圧の違いによる供給コスト・送電ロスの差や、利用時間帯、負荷形態の違いによるコスト差を契約形態に応じて公平に負担してもらうという仕組みである。こうして算定された原価を各需要家セクションで回収することを基準として、個別の電気料金(単価や基本料金)が決定される。

一般家庭(電灯)の場合、基本料金、電力量料金単価に使用量を掛けた金額、燃料調整額(燃料費調整制度により原油など発電用燃料の価格に連動する費用)、太陽光発電促進付加金(電力会社で単価は異なる)の合計が電気料金となる(図表 5)。

2. 電力自由化とは

(1) 「全面自由化」とは

地域独占体制が敷かれているわが国の電力システムでも、近年、自由化が進められてきた。1995 年の卸売り自由化(10 電力会社に電力を供給する)に

(図表6) 小売り自由化の変遷

- 低圧電力と電灯の自由化が残されている。

自由化時期	需要種	主な対象	概要	契約電力
平成12年 (2000年) 3月～	特別高圧 (産業用)	大規模工場 (コンビニート、 複数施設を有する工場)	契約口数: 約0.9万口 使用電力: 2,191億kwh 電力シェア: 約27%	おおむね 2,000kw以上
	特別高圧 (業務用)	デパート、ホテル、 オフィスビル、病院、大学		2万V以上
平成16年 (2004年) 4月～	高圧B (産業用)	中規模工場	契約口数: 約2万口 使用電力: 728億kwh 電力シェア: 約9%	500kw以上 2,000kw未満
	高圧 (業務用)	スーパー、中小ビル	契約口数: 約2万口 使用電力: 435億kwh 電力シェア: 約5%	6,000V以上
平成17年 (2005年) 4月～	高圧A (産業用)	小規模工場	契約口数: 約27万口 使用電力: 718億kwh 電力シェア: 約9%	50kw以上 500kw未満
	高圧 (業務用)	スーパー、中小ビル	契約口数: 約43万口 使用電力: 1,194億kwh 電力シェア: 約14%	6,000V以上
今後 改めて検討 (全面自由化)	低圧	小規模工場(町工場)	契約口数: 約630万口 使用電力: 385億kwh 電力シェア: 約5%	50kw未満
	電灯	一般家庭、コンビニ	契約口数: 約7000万口 使用電力: 2,597億kwh 電力シェア: 約31%	100～200V

(備考) 電気事業連合会資料等をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
始まり、2000年には小売り自由化(特定の需要家に対する部分的な解禁)が開始された。その後も小売り対象の段階的な拡大が図られた。2007年には、残る低圧電力(町工場等)と電灯(家庭やコンビニ)の自由化解禁が議論されたが、「家庭部門の需要家にメリットがもたらされない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれが強いことから望ましくない。」²との指摘をうけて見送られ、5年後に再検討することとなった。この残る2区分の自由化を目指すのが「全面自由化」であり、現在の状況は「部分自由化」と呼ばれる(図表6)。

(2) 焦点は「完全自由化」へ

近時よく耳にするキーワードとして「完全自由化」がある(図表7)。これは、いわゆる発送(配)電分離を意味する³。「全面自由化」までの議論は、発電・小売部門の自由化に限定されたもので、あくまで既存の10電力会社による供給システム(発電・送電・変電・配電の一貫体制)を前提としていた。そのため、10電力会社が所有する送・変・配電網を利用せざるを得ない(当然利用料が課せられる)等の制約が市場拡大の妨げになっているとの指摘がなされて

(図表7) 電力自由化の状況

- 完全自由化に向けた議論の行方も注視する必要がある。

	対応状況	発電事業	送電・配電事業	需要家			
				特別高圧電力 産業用	高圧電力 産業用	低圧電力 業務用	電灯
卸売り自由化	実施済	IPP		-	-	-	-
小売りの部分自由化	実施済	PPS	10電力会社 託送=10電力の 送配電網を利用			x	x
小売りの全面自由化	今後検討						
完全自由化 (供給体制の自由化)	今後検討	各種事業者	電力会社から分離 (発電・配電を別会社に)				

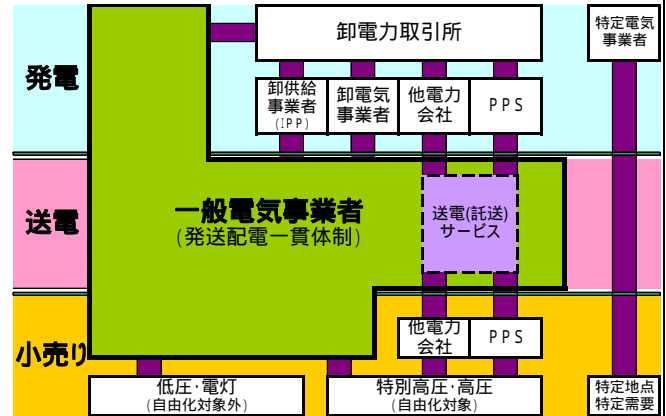
(備考) 電気事業連合会資料等をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

² 資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会電気事業分科会「今後の望ましい電気事業制度の在り方について」(2008年3月)

³ アンバンドリング(unbundling)とも呼ばれ、一括で提供される商品やサービスを分解し、顧客ニーズに合わせて選択権を与える商品提供手法。なお、送電とは発電所から変電所まで、配電とは送電網から需要家までの電力の流れをいう。

(図表8) 現在の日本の電力市場

- 発送配電一貫体制を敷く電力会社が大きな力を持つ。



(備考) 電気事業連合会資料等をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

きた。欧米では、すでにこうした一貫体制を開放する発送電分離が一部で実施されており、送配電網を別組織が運営することで、純粋な発電コストによる競争が導入されている。これは、電力事業の公益性を送配電事業に限定し、部分的な市場化を図ることで消費者の便益を高めようとの視座による。なお、分離の方法についてもいくつかの種類がある⁴。

本来の規制緩和の順序からいえば、「全面自由化」の後に「完全自由化」の議論が始まる場所であるが、今般の震災を受け、焦点は早くも「完全自由化」に移っている。これは、「完全自由化」が震災を契機とした既存の社会システム全体の見直し議論のひとつとして捉えられているためである。その背景には、原発事故に端を発した「脱原発」「再生可能エネルギーへのシフト」等の動きがある。ただ、当然のことながら「完全自由化」にもメリット・デメリットがあり、相応の時間とコストを要することは事実である。実際、発送電分離を果たしている米国カリフォルニア州では、発電設備の不足や卸電力取引市場の機能不全により、2000年夏から2001年にかけて大規模な停電が起きている。また、競争環境下では、各事業者において設備の増強や維持管理に必要な資金が十分に確保されないのではないかとの疑念も残る。一方、欧米の完全自由化後の電力供給体制をみると、卸電力市場(小売り事業者が発電事業者より電源を調達する市場)の活性化が重要であることが分かる⁵。わが国においても、日本卸電力取引所の活性化が望まれるところである(図表8)⁶。

⁴ 分離の方法は、発送電一貫体制を維持しつつ、部門ごとに財務諸表を作成する「会計分離」、発送電一貫体制を維持しつつ、情報の目的外利用禁止や人事交流の制限等により送電部門の独立性を確保する「機能分離」、送電部門を分社化し持ち株会社の傘下とする「法的分離」、送電部門を完全に分社化し、法的に独立した主体とする「所有分離」の4種類に大別される。とは行為規制とは構造規制と呼ばれる。

⁵ 相対取引の増加は価格を硬直化させる。また、発電部門のトラブルが波及することを防ぐ機能や需給調整機能も重要な役割である。

⁶ 2003年設立の同取引所の年間約定電力量(2010年度)は約55億kWhで、電力需要に占めるシェアは約1%(日本経済新聞 2011年5月15日)

3. 日本のエネルギー政策

(1) エネルギー基本計画

原発事故により原子力の持つリスクが顕在化したことで、電力を生み出す一次エネルギーのあり方が根本的に問われることとなった。現在、日本のエネルギー政策の具体的な施策を示しているのは「エネルギー基本計画（以下「基本計画」という。）」である。これは、議員立法により2002年に施行された「エネルギー政策基本法」の定めにより策定されている具体的な施策計画である。同法に基づき、2003年に最初の基本計画が策定され、その後は一次改定（2007年）、二次改定（2010年）とおおむね3年おきに改定されてきた。

基本計画では、わが国のエネルギー政策を進める上での基本的な視点として、「3E」を掲げてきた。具体的には、「Energy security（エネルギーの安定供給の確保）」、「Economic efficiency（市場機能（原理）を活用した経済効率性の確保）」、「Environment（環境への適合）」である（図表9）。

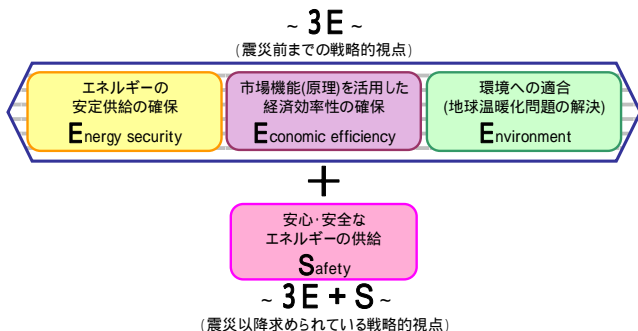
については、化石燃料への依存度を下げ、エネルギーの自給率（自主開発比率）の向上が課題とされる。については、政治経済的なリスクを回避しつつ効率的（低コスト）・安定的なエネルギー資源の確保が課題とされる。については、温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減するとの目標達成が課題とされる。震災以降、この3Eに「Safety（安心・安全なエネルギーの供給）」を加えた「3E+S」が求められるようになってきている⁷。

(2) エネルギー基本計画2030年までの目標

現行の基本計画（2010年6月の二次改定版）では、大きく5つの目標が2030年までに達成すべき課題として示されている（図表10）。このうち、「エネルギー自給率（現状18%）及び化石燃料の自主開発比率（現状26%）をそれぞれ倍増させ、自主エネルギー比率を約70%（現状約38%）とする」「ゼロ・エ

(図表9) エネルギー政策の基本的視点

- 震災を契機に、安全・安心が強く求められることに、



(備考) 経済産業省資源エネルギー庁編「エネルギー基本計画」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

⁷ 「Safety」の代わりに「Disaster-Management（防災）」を掲げ、「3E + D」とする場合もある。

(図表10) 「エネルギー基本計画(2010年6月)」の目標

- 原発問題を受け抜本的な見直しが求められる。

エネルギー自給率（現状18%）及び化石燃料の自主開発比率（現状26%）をそれぞれ倍増させ、自主エネルギー比率を約70%（現状約38%）とする。

ゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約70%とする。（現状34%、2020年には約50%以上）

「暮らし」（家庭部門）のエネルギー消費から発生するCO2を半減させる。

産業部門では、世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化を図る。

我が国に優位性があり、かつ、今後も市場拡大が見込まれるエネルギー関連の製品・システムの国際市場において、我が国企業群が最高水準のシェアを維持・獲得する。

(備考) 経済産業省資源エネルギー庁編「エネルギー基本計画」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

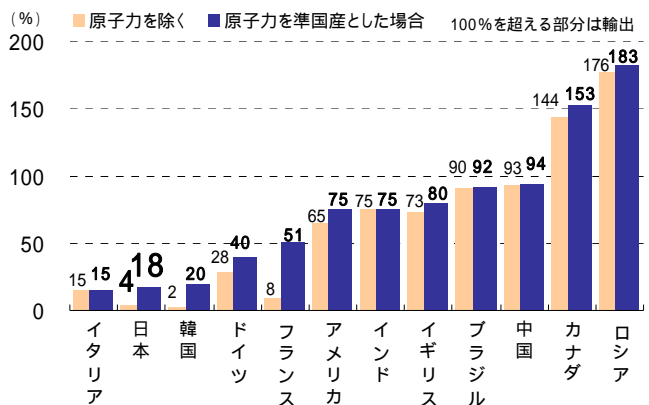
ミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約70%とする。（現状34%・2020年には約50%以上）の2つの目標を達成するために、原子力および再生可能エネルギーに重要な役割が課せられている。

わが国のエネルギー自給率は約4%である。これに原子力を加えると18%となる（図表11）。原子力は、輸入資源であるものの、エネルギー源としての持続性とプルサーマルなどによる高い再利用可能性から準国産エネルギーに位置づけられている。現行の基本計画では、3E（温室効果ガス削減や自給率の向上等の政策的課題）をクリアする唯一最良のエネルギー源として、原子力を最大限活用することを想定していた。これは、原子力がなければ様々な政策的課題の解決が困難であることを意味する。結果、2030年までに14基（2020年までに9基）の原子力発電所の新設が計画されることとなっていた。

図表12は、2030年時点でのわが国のあるべきエネルギーの姿を推計したものである。これをみても、原子力への依存度の高さが分かる。一方、同様に利用拡大が見込まれる再生可能エネルギーは、設備容量に比べて電力量の構成比が低く、発電効率が低い。**しかし、重大な原発事故によって、現行の基本計画は抜本的な見直しが必至の状況となっている⁸。**

(図表11) エネルギー自給率の国際比較

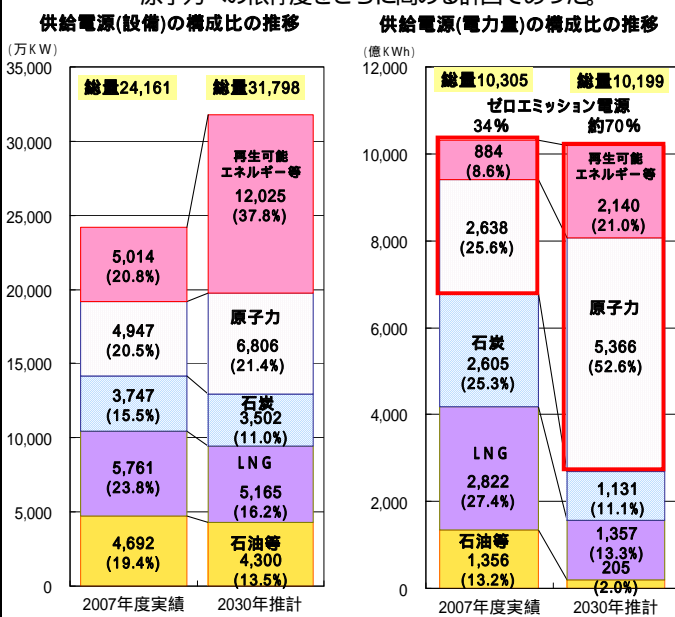
- 世界的にみても原子力への依存度は高い。



(備考) 電気事業連合会資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

⁸ 国は、2011年10月3日より総合資源エネルギー調査会「基本問題委員会」にて見直し作業に着手している。今後は、年末をめどに「ベストミックス等の基本的考え方、来春をめどに「ベストミックスの選択枝案を議論」、来夏をめどに「新しいエネルギー基本計画案」をそれぞれ議論していく予定

(図表 12) 「エネルギー基本計画(2010年6月)」で示されている2030年の供給電源構成目標



(備考) 経済産業省資源エネルギー庁編「エネルギー基本計画」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

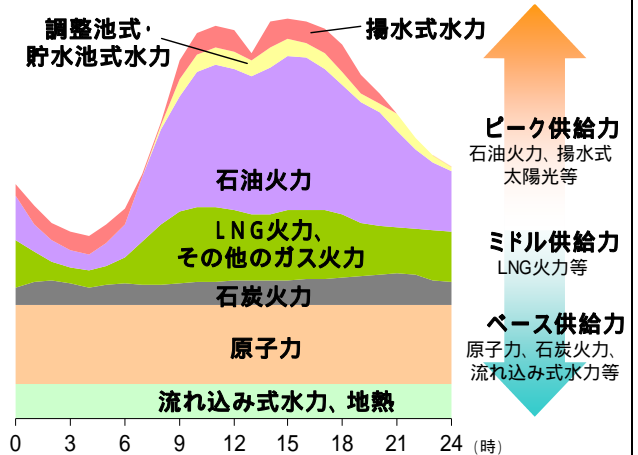
(3) エネルギー政策見直しの方向性

原子力の代替を考えると、「ベストミックス」という考え方が重要である。電力は、電源別に特性に応じて3つの役割に分けられる。電力需要のピーク時に集中して発電するピーク供給力、電力需要の中間部分をカバーしベース供給力を補強するミドル供給力、発電出力の調整は行わず常時一定出力で運転するベース供給力である(図表13)。原子力はこのうちのベース供給力にあたり、現在から将来にわたっての利用不確実性が電力供給の不安定性を招いている。わが国エネルギー政策の根幹をなしてきた原子力の利用に不確実性が高まる中で、その代替となるエネルギー資源として、「再生可能エネルギー」や「天然ガス(LNG等)⁹」に注目が集まっている。しかし、いずれもコストや環境性、電力の質などの制約から、単独での代替は困難であると思われる。よって、新たなベストミックスの構築が急がれている。また、特定地域の集中的な大規模電源から長大な送電網を使って遠隔地へ電力を供給する既存の電力供給システムのぜい弱性があらわとなり、分散型のシステムの有効性が指摘されている。そうした分散型システムは、地域ごとのエネルギー最適化やトラブル発生時の隔離性といったメリットも大きく、雇用創出への期待もある。また、蓄電設備と組み合わせることで、地産地消型資源としての側面もある再生可能エネルギーの利用拡大に適したシ

⁹ 天然ガスは、CO₂排出量が他の化石燃料と比較して相対的に少ない。また、近年、米国を中心にシェールガス(頁岩(シェール)層から採取される非在来型天然ガス)の開発が進むなど、価格も低下、安定傾向にある。

(図表 13) 電源のベストミックス

- 原子力は電力供給のベースを担ってきた。



(備考) 電気事業連合会資料等をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

政府は、内閣府国家戦略室に「エネルギー・環境会議」を設置し、エネルギーシステムの歪み・ぜい弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境(3E+S)の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略の策定を目指している¹⁰。2011年7月29日に公表された中間的な整理では、

新たなエネルギーベストミックスの実現、新たなエネルギーシステム(分散型の新システム)の実現、国民合意の形成(「原発への依存度低減のシナリオ」を前提)の3点が戦略の基本理念として示された。これらを実現する上での重要課題として「再生可能エネルギー」や「電力システム」など6項目が示され、とりわけ再生可能エネルギーの積極推進を軸とした具体的検討事項の洗い出しが行われている(図表14)。次稿では、再生可能エネルギーと「再生可能エネルギー全量固定価格買取制度」に焦点を絞る。次稿に続く

(図表 14) エネルギー政策の見直しに向けたポイント
- 新たなエネルギーベストミックスの構築が急がれる。

革新的エネルギー・環境戦略の視座

新たなエネルギーベストミックスの実現
新たなエネルギーシステム(分散型の新システム)の実現
国民合意の形成(「原発への依存度低減のシナリオ」をもとに)

6つの重要課題

- 【省エネルギー】** 生活の快適さや経済成長と両立する持続可能な省エネ実現 民生、運輸、産業ごとの処方箋の実行
- 【再生可能エネルギー】** コストの持続的低下を促す仕組みを導入 需要家自らが導入する際の選択肢拡大等、多様な導入手法の確立
- 【資源・燃料】** 化石燃料の効率的利用 資源リスクの低減に向けた総合的対応 CO₂削減技術開発加速
- 【原子力】** 聖域なき検証・検討 原子力安全の徹底 原発への依存度低減に関する国民的議論を踏まえた対応
- 【電力システム】** 電力の需給安定とコスト低減 分散型電源と需要家による自律的な需要制御の促進 原子力リスクの管理の徹底 発送電分離を含め、上記3つの目的を達成する上で望ましい電力事業形態のあり方の実現
- 【エネルギー・環境産業】** 新たなエネルギーシステムの担い手の育成 国際競争力ある産業と新しい雇用の創造

(備考) エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

¹⁰ 2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」で掲げられた「環境・エネルギー大戦略」の具体化を図るため、2011年6月より開催されている。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。